

府中市避難行動要支援者避難支援制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）及び府中市地域防災計画に基づき、高齢者、障害者等の要配慮者のうち、災害が発生し、又は発生するおそれのある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するものが、それぞれの地域において避難支援等を受けることができる制度（以下「支援制度」という。）を構築することにより、安心して暮らすことができる地域づくりの推進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 要配慮者 市内に居住する者で、次の各号のいずれかに該当するものをいう。
 - ア 75歳以上の1人暮らしの者
 - イ 75歳以上の高齢者のみで構成される世帯に属している者
 - ウ 介護保険法(平成9年法律第123号)に基づく要介護状態区分が3以上の認定を受けている者
 - エ 身体障害者手帳を所持し、1級又は2級の判定を受けている者
 - オ 療育手帳を所持し、最重度④又は重度Aの判定を受けている者
 - カ 精神障害者保健福祉手帳を所持し、1級の判定を受けている者
 - キ 乳幼児等その他市長が必要と認める者
- (2) 避難行動要支援者 生活の基盤が自宅にある前号ア、イ又はキに該当する要配慮者で、災害が発生し、又は発生するおそれのある場合に自ら避難することが困難であり、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの（以下「高齢者等要配慮者」という。）及び前号ウからカまでに該当する要配慮者（以下「障害者等要配慮者」という。）をいう。
- (3) 避難支援等 法第49条の10第1項に規定する避難行動要支援者の避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置をいう。
- (4) 避難支援者 近隣者、ボランティア等で災害時において実際に避難行動要支援者の避難支援等を行う者をいう。
- (5) 避難支援等関係者 避難行動要支援者の把握、避難支援者の登録に必要な調査若しくは調整又は避難支援等の実施に携わる関係者で、次の各号のいずれかに該当又は所属するものをいう。

- ア 福山地区消防組合
- イ 広島県警察
- ウ 民生委員
- エ 広島県府中市社会福祉協議会
- オ 町内会（自主防災組織を含む。）
- カ 府中市消防団
- キ 協力企業

（避難行動要支援者名簿の作成）

第3条 市長は、法第49条の10第1項の規定に基づき、避難行動要支援者の避難支援等を行うための基礎となる名簿（以下「避難行動要支援者名簿」という。）を作成するものとする。

2 市長は、法第49条の10第2項に規定する事項を、避難行動要支援者名簿に記載するものとする。

（名簿情報の利用及び提供）

第4条 市長は、避難行動要支援者名簿に記載し、又は記録された情報の利用及び提供について、法第49条の11の規定により取扱うものとする。

（避難行動要支援者の登録等）

第5条 市長は、避難行動要支援者名簿の作成に当たり、避難行動要支援者を特定するために必要な調査（以下「要支援者調査」という。）を行うものとする。

2 市長は、要支援者調査を行うときは、要支援者調査に必要となる個人情報を、要支援者調査を実施する避難支援等関係者（以下「調査実施者」という。）に情報提供することについての同意を、要配慮者から事前に得るものとする。

3 市長は、前項の規定による個人情報の情報提供に関する同意が得られない高齢者等要配慮者及び障害者等要配慮者については、要支援者調査を行わず、避難行動要支援者不同意者名簿（以下「不同意者名簿」という。）に登録するものとする。

4 市長は、第2項に規定する個人情報の情報提供に関する同意を得た要配慮者を記載した調査対象者リストを町内会別に作成し、それぞれ当該町内会を所管する調査実施者に提供することにより要支援者調査を行うものとする。

5 市長は、前項の規定による要支援者調査を行った場合において、要配慮者が、府中市避難行動要支援者避難支援制度登録届兼避難支援プラン（個別計画）（以下「登録届兼個別計画」という。）の登録届の欄に必要事項を記入し提出したときは、当該要配慮者を避難行動要支援者として避難行動要支援者名簿に登録するものとする。

6 避難行動要支援者は、前項の登録届兼個別計画を市長に提出するときは、支援制度に登録する旨及び登録届兼個別計画に記載された個人情報が避難支援

等関係者に情報提供されることを承認する旨の署名をしなければならない。
この場合において、避難行動要支援者の状態に照らし署名が困難なときは、親権者、法定代理人等の代理署名によることができるものとする。

- 7 第4項の規定にかかわらず、調査実施者は、要支援者調査の実施にあたり、第2条第2号に該当すると認められる者について、避難行動要支援者に加えることができる。この場合において、市長は、第5項に規定する登録届兼個別計画の提出があった者を避難行動要支援者名簿に登録し、提出がなかった者を不同意者名簿に登録するものとする。

(支援団体の登録等)

第6条 避難支援等関係者のうち避難行動要支援者の避難支援に係る個別計画の策定及び避難支援等を実施する支援団体（以下「支援団体」という。）は、地域における避難行動要支援者避難支援実施計画を定めた上で、避難行動要支援者名簿及び登録届提供申請書（兼支援団体登録届）（以下「申請書」という。）を市長に提出するものとする。この場合において、支援団体の代表者は、個人情報保護についての誓約書に署名押印し、申請書に併せて提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の申請書の提出を受けた場合は、当該申請書が適正かどうかの内容確認を行い、承認するときは、支援団体の代表者に、該当する地域の避難行動要支援者に係る避難行動要支援者名簿及び登録届兼個別計画を提供する。
- 3 支援団体は、代表者の変更又は避難行動要支援者避難支援実施計画を変更した場合は、支援団体登録内容変更届を速やかに市長に提出しなければならない。代表者を変更した場合は、第1項後段の規定を準用する。
- 4 支援団体は、事情により取組ができなくなった場合は、支援団体辞退届を速やかに市長に提出しなければならない。この場合において、取組の引継ぎ等の対応は、辞退する支援団体が責任を負うものとする。

(協力企業の登録等)

第7条 支援制度の趣旨に賛同し、避難行動要支援者の避難支援等の実施に協力できる府中市内の企業又は事業所（以下「協力企業」という。）は、第2条第5号に規定する協力企業として登録することができる。この場合において、当該協力企業は、代表者が署名押印した個人情報保護についての誓約書（兼協力企業登録届）を市長に提出しなければならない。

- 2 協力企業は、事情により取組ができなくなった場合は、協力企業辞退届を速やかに市長に提出しなければならない。この場合において、協力企業は、支援団体及び避難支援等を行う避難行動要支援者に速やかに通知しなければならない。

(個別計画の策定及び保管)

第8条 避難行動要支援者名簿に登録された避難行動要支援者（以下「同意要支援者」という。）は、避難支援者を選定するときは、原則、その同意を得た上で本人が複数名を選定する。ただし、当該本人が避難支援者を選定することができない場合は、協議の上、同意要支援者が所属する町内会、組（区・班等）等の地域組織を避難支援者として選定することができるものとし、併せて協力企業をその任意の協力のもと選定することができるものとする。

2 支援団体は、避難行動要支援者名簿及び登録届兼個別計画の提供を受け、避難支援者の選定及び避難場所、避難経路等の特定等の同意要支援者の個別計画（以下「個別計画」という。）を策定するのに必要な支援及び調整を行うものとし、避難支援等の内容が確定した場合は、登録届兼個別計画の避難支援プラン（個別計画）欄に必要な事項を記入し、市長に提出するものとする。

3 市長は、前項の規定により提出された登録届兼個別計画の内容を確認した後、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な避難支援等関係者に当該登録届兼個別計画の写しを送付する。この場合において、支援団体は、登録届兼個別計画に記載された同意要支援者、民生委員、避難支援者及び協力企業に写しを送付する。

4 市長は登録届兼個別計画の原本を、前項の規定により写しを送付された支援団体、同意要支援者、民生委員、避難支援者及び協力企業（以下「計画保管者等」という。）は当該写しを、それぞれ保管するものとする。

（登録手続の例外）

第9条 第6条に規定する支援団体が登録を行っている地域に所属する個別計画の策定に当たっては、支援団体、民生委員、避難支援者及び協力企業で協議の上、登録届兼個別計画のすべての欄に記載した後に市長に提出することができるものとする。

（避難行動要支援者名簿の更新）

第10条 市長は、定期的に避難行動要支援者名簿及び個別計画の更新並びに新たな登録に努めるものとする。

（避難支援者、協力企業の活動）

第11条 避難支援者及び協力企業は、次に掲げる支援を実施するものとする。

- (1) 災害時における避難行動要支援者への避難支援等
- (2) 前号の活動を容易にするために、日常生活において行う声かけ活動、相談等

（支援団体の活動）

第12条 支援団体は、地域における避難支援等の取組を中心となって実施するとともに、前条に掲げる避難支援者又は協力企業の活動に協力又は連携するものとする。

(個人情報等の保護)

第13条 計画保管者等は、避難行動要支援者名簿及び登録届兼個別計画に記載された個人情報及び避難支援活動上知り得た個人の秘密を他に漏らし、又は第11条及び前条に記載する活動以外の目的で利用してはならない。その職務を離れた後も、また同様とする。

2 計画保管者等は、避難行動要支援者名簿及び登録届兼個別計画を紛失しないよう厳重に保管するとともに、その内容が避難支援等に関係しない者に知られないよう適切に管理しなければならない。

3 計画保管者等は、避難行動要支援者名簿及び登録届兼個別計画を紛失したとき又は個人情報の漏洩事故等が発生したときは、直ちに市長に報告しなければならない。

(登録事項の変更)

第14条 同意要支援者又は計画保管者等は、避難行動要支援者名簿及び登録届兼個別計画の記載事項に変更が生じたときは、府中市避難行動要支援者避難支援制度登録届兼避難支援個別計画変更届に変更する事項を記載して、市長に提出するものとする。

(登録の辞退)

第15条 同意要支援者は、本人の意思に基づき登録継続を希望しない場合は、府中市避難行動要支援者避難支援制度辞退届を市長に提出することができる。

(登録の抹消)

第16条 市長は、避難行動要支援者が次の各号のいずれかに該当する場合は、避難行動要支援者名簿又は不同意者名簿の登録を抹消することができるものとする。

(1) 死亡したとき

(2) 市外に転出したとき

(3) 第2条第2号の要件に該当しなくなったと認められるとき

(変更・辞退・抹消の処理)

第17条 市長は、第14条及び第15条の届出を受けたとき又は前条の規定による抹消を行ったときは、避難行動要支援者名簿及び登録届兼個別計画の原本を変更又は抹消するとともに、避難行動要支援者名簿を保管する避難支援等関係者（以下「名簿保管者等」という。）及び計画保管者等に連絡するものとする。

2 計画保管者等は、前項の連絡を受けたとき又は該当することを知り得たときは、速やかに変更、辞退又は抹消された以前の登録届兼個別計画を市長に返却するものとし、名簿保管者等は、その保持する避難行動要支援者名簿を変更し、又は削除事項を加筆するものとする。

(支援制度の周知)

第21条 市長は、支援制度の推進のため、広報紙等を通じて広く制度の周知を図るものとする。

(その他)

第22条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則

この告示は、平成28年4月1日から施行する。